

糸魚川市における学びの多様化のあり方について  
提 言 書

令和7年2月3日

糸魚川市学びの多様化検討委員会

## 1 学びの多様化学校設置に係る教育委員会の責務と期待される効果

### (1) 教育委員会の責務

2016年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「教育機会の確保等」)が制定された。この法律では、義務教育段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念が定められ国及び地方公共団体の責務が明らかにされた。不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保、つまり、国及び地方公共団体に対して、学びの多様化学校の整備及び学びの多様化学校における教育の充実のために必要な措置を講ずることが努力義務とされた。

そして、同法の方針に基づいて、2023年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、各都道府県・政令指定都市で不登校特例校の1校以上の設置、ならびに将来的には全国で300校の設置を目指すこととされた。

### (2) 学びの多様化学校に期待される効果

#### ① 社会性の育成につながる

異学年交流、地域の人々や自然との触れ合いによって、児童生徒の社会性の育成が期待される。

#### ② 登校へのハードルを下げられる

特色ある教科を新設したり、総授業時間数を削減したり(例:年間1015h→750h程度)するなど、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。

#### ③ きめ細やかな支援ができる

多くの職員が児童生徒に携わることで、児童生徒の小さな変化や成長に気付いたり、児童生徒のニーズに応じた指導が可能になったりする。

## 2 糸魚川市の不登校に係る現状と課題

【表1：糸魚川市不登校児童生徒の状況】

校種	項目 \ 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
小学校	糸魚川市(人数)	3	3	6	11	15	16	17
	糸魚川市(発生率)	1.6	1.6	3.4	6.5	9.4	10.4	11.4
	全国(発生率)	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	
中学校	糸魚川市(人数)	16	20	28	34	34	56	53
	糸魚川市(発生率)	16.2	21.5	30.4	36.5	36.8	61.1	60.7
	全国(発生率)	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	

\* 不登校=30 日以上欠席/年

\* 発生率=(発生人数/児童生徒数)×1,000

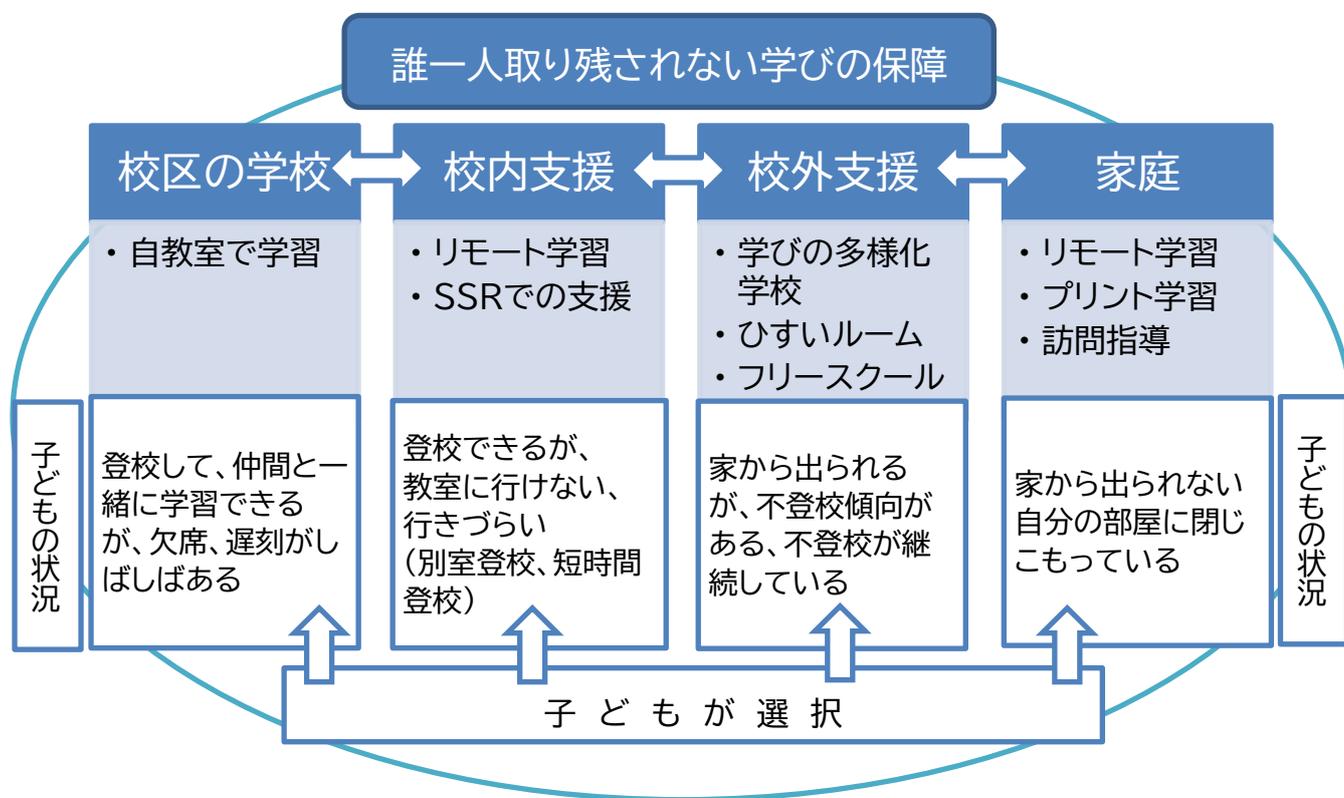
\* R6 年度の数値は、令和 6 年 12 月 31 日現在

- ① 不登校児童生徒数の発生率は年々増加し、その背景や要因は複雑化・多様化してきている。各校においては自教室以外の別室や校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム。以下「SSR」）、市では適応指導教室（ひすいルーム、のうルール）を設置しているが、それらの場にも参加できない児童生徒がいるため新たな学びの場が求められている。
- ② 不登校に係る児童生徒や保護者の相談が、年間 3,000 件を超え（令和 5 年度）、不登校は児童生徒のみならず、保護者にとっても大きな悩みとなっている。
- ③ 不登校児童生徒の中には、学ぶ意欲はあるものの、多人数での学習や集団行動が苦手のために、学級での学習ができなかったり、学校に登校できない状況に陥ったりしている児童生徒がおり、それら児童生徒への配慮が求められている。
- ④ 不登校に関する対応窓口（学校、校外適応指導教室、教育相談センター等）が複数あることは良い面がある一方、保護者にとっては、各機関等の役割が分かりにくい面もあり、対応窓口の一本化・明確化が求められている。
- ⑤ 児童生徒一人一人の気持ちや特性を受け入れながら、個に応じた学びの場や学習内容を児童生徒が自分で選択できるような学習環境づくりが求められている。
- ⑥ ほとんど登校できない児童生徒や、家庭訪問でも面会できない児童生徒の心情や状況についての詳細な調査を行う必要がある。

### 3 糸魚川市における学びの多様化の取組と課題

現在、糸魚川市では、誰一人取り残されない学びの保障を目指して、学校、市教育委員会、関係機関が連携した取組を推進している。市教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場として、校外適応指導教室（ひすいルーム、のうルーム）を設置している。また、令和7年度中に校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）を各中学校に設置する方向である。

しかし、校外適応指導教室を利用している児童生徒は、不登校または不登校傾向の児童生徒の約1割程度にとどまっている。また、図1のように不登校児童生徒の状況が複雑化、個別化しているため、校内外の適応指導教室のみならず、学びの多様化学校などの新たな学びの場を提供するとともに、児童生徒が、自身のそのときの状況や願いによって、柔軟に学びの場を選択できるシステム構築の必要性が高まっている。



【図1：児童生徒の状況による「誰一人取り残されない学びの保障」】

#### 4 校外適応指導教室と学びの多様化学校の違い

校外適応指導教室と学びの多様化学校の違いは、表2に示すとおりである。校外適応指導教室と学びの多様化学校の違いを踏まえたうえで、それぞれの場での児童生徒への支援のあり方について考えていく必要がある。

【表2：校外適応指導教室と学びの多様化学校の違い】

項目	校外適応指導教室	学びの多様化学校
概要	公的機関として設置し、個別の学習や交流活動を行う	学校として設置し、特別の教育課程を編成する
目標	主に学校復帰を目標とする	児童生徒の状況に応じて、登校すること、または、社会的自立を目標とする
学籍	変更しない（在籍校に籍がある）	分教室型は本校に籍を移す 分校型は分校（学びの多様化学校）に籍を移す
生活時程	児童生徒が通室した日や時間帯に個別で学習する	校時（時間割）に基づき学習する
学習内容	児童生徒一人一人の学習状況に応じて学習する	学習指導要領の内容を扱った弾力的な学習を行う
学習形態	個別学習を中心に行うが、小集団による交流活動等も行う	学習内容や児童生徒一人一人の学習状況に応じて学級一斉の学習または小集団、個別学習を行う
支援体制	適応教室指導員と学級担任等が連携を図りながら支援する	本校の教員とカウンセラー等が連携を図りながら支援する
学校行事	在籍校や適応指導教室の行事に参加する	分教室型、分校型ともに本校の学校行事に参加することも可

#### 5 学びの多様化検討委員会の目的と委員

前述の糸魚川市の現状と課題、社会の要請等を踏まえ、学びの多様化検討委員会の目的と委員を次のとおりとする。

##### (1) 目的

一人ひとりの児童生徒の状況に応じた多様な学ぶ場や、不登校児童生徒への対応について検討することをおして、糸魚川市の状況に適した「誰一人取り残されない学びの保障」を目指した学びの多様化についての方向性を提案する。

(2) 糸魚川市学びの多様化検討会委員

No.	氏名	所属／役職等	
1	高橋 知己	上越教育大学／教授／ いじめ・生徒指導研究研修センター長	委員長 有識者
2	吉田 和則	能生中学校／校長	副委員長 校長会代表
3	松本 大	並木学院高等学校／学習センター長	
4	鶴本 修一	糸魚川市教育委員会／教育長	
5	須戸 修	糸魚川高等学校／校長	高等学校代表
6	佐藤 文大	青海中学校／教頭	中学校教頭会代表
7	早川 尚美	田沢小学校／教頭	小学校教頭会代表
8	大西 順子	主任児童委員	
9	清水 友樹	市PTA連絡協議会／会長	保護者代表
10	柴 三希子	保護者	保護者代表
11	青木 優美	多様な学びについて語る親の会「結の会」 ／会員（若者サポートセンター指導員）	
12	細井 広子	糸魚川市教育委員会／ スクールソーシャルワーカー	
13	高野 秀樹	糸魚川市教育相談センター／ 嘱託指導主事	
14	古見美奈子	糸魚川市教育相談センター／ 適応指導教室指導員	
15	山本喜八郎	糸魚川市教育委員会事務局／教育次長	事務局
16	室橋 淳次	〃 こども課／課長	事務局
17	田代 正人	〃 こども課／課長補佐	事務局
18	古川 勝哉	〃 こども教育課／課長	事務局長
19	小川 豊雄	〃 こども教育課／参事	事務局
20	関澤 仁	〃 こども教育課／課長補佐	事務局
21	山下 太郎	〃 こども教育課／指導主事	事務局

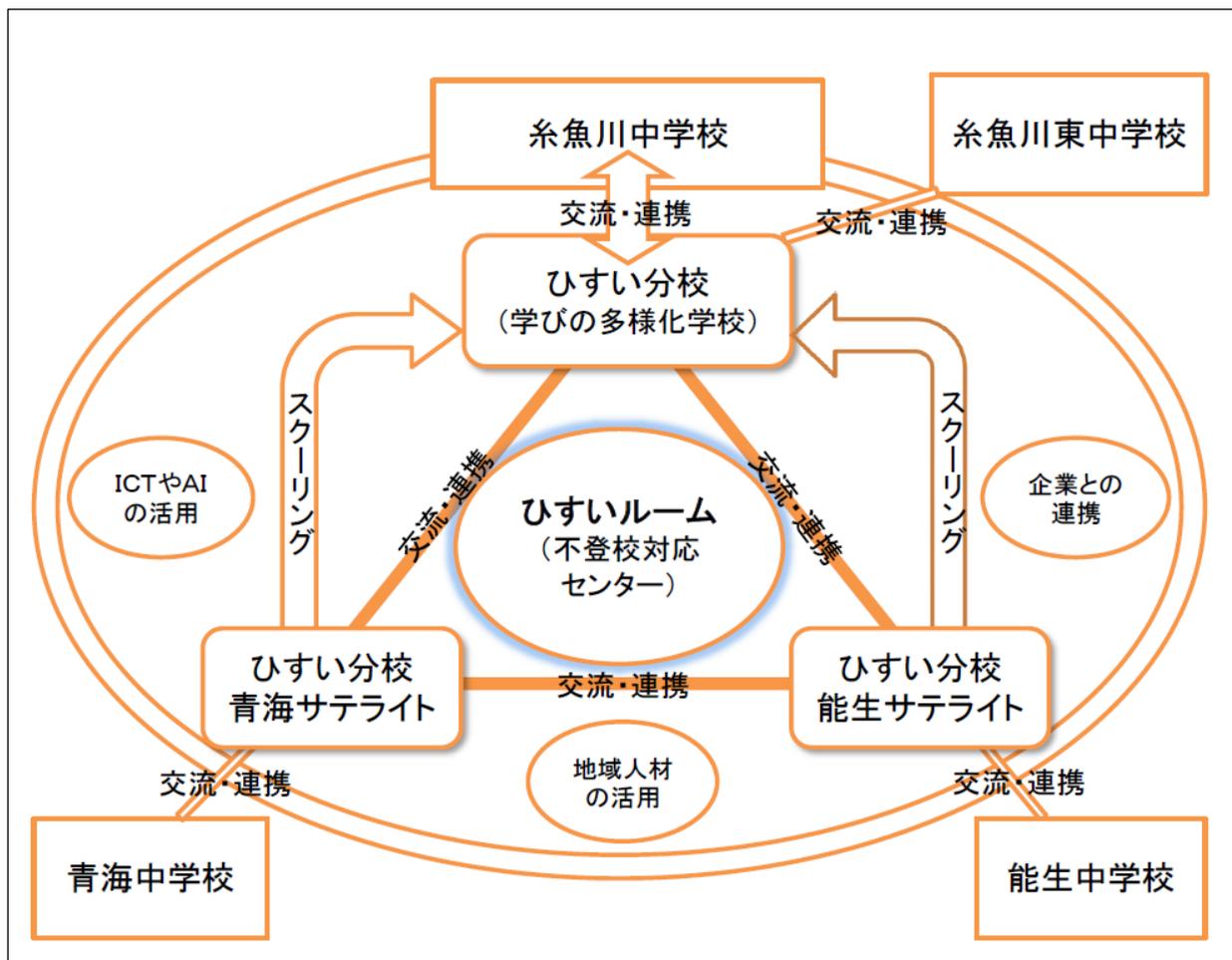
## 6 学びの多様化検討委員会で検討・協議等を行った主な内容

- (1) 第1回糸魚川市学びの多様化検討委員会 令和6年4月18日(木)
- ① 糸魚川市の不登校児童生徒の状況と対応 [報告]
  - ② 学びの多様化について [講義] 講師：上越教育大学 高橋知己 教授
    - ・ 糸魚川市の不登校児童生徒の調査から、特に中学女子の自己肯定感を高めることが不登校のリスク軽減につながると考えている。
    - ・ 学びの多様化学校では、授業時数を減らしたり、教科等を新設・合科したりするなどの特別な教育課程を編成することができる。
- (2) 第2回糸魚川市学びの多様化検討委員会 令和6年5月16日(木)
- ① 不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒等への学校の対応 [紹介]
  - ② 適応指導教室「ひすいルーム」について [紹介]
  - ③ 並木学院高等学校糸魚川学習センターについて [紹介]
  - ④ 子どもの不安感をアセスメントすることの重要性 [講義]  
講師：上越教育大学 高橋知己 教授
    - ・ 学校は、すべての児童生徒に例えばコミュニケーション能力を育みたいと考え教育活動を展開するが、それがつらいと思う子どもがいることを理解しなくてはならない。子どもの不安感をアセスメントすることが重要である。
- (3) 第3回糸魚川市学びの多様化検討委員会 令和6年11月15日(金)
- ① 江戸川区小中学校のスペシャルサポートルーム [視察報告]
  - ② 本市における学びの多様化の可能性についてーその1ー [協議]
    - ・ 分校方式での学びの多様化学校の設置
    - ・ 地域人材の活用や企業との連携
- (4) 第4回糸魚川市学びの多様化検討委員会 令和6年12月17日(火)
- ① 本市における学びの多様化の可能性についてーその2ー [協議]
    - ・ サテライト方式の導入
    - ・ ひすいルームの不登校対応のセンター的役割の強化
- (5) 第5回糸魚川市学びの多様化検討委員会 令和7年1月28日(火)
- ① 本市における学びの多様化の可能性についてーその3ー [協議]
    - ・ 「学校のあり方検討委員会(仮)」に委ねる今後の検討事項と課題

## 7 糸魚川市における学びの多様化学校のあり方

個々の児童生徒の特性や既習内容、関心などのニーズに応じて、学びをカスタマイズしていく方向は、社会の要請とも相まって、今後一層重要になると考えられる。

当検討委員会として、学びの多様化学校の設置を提案するとともに、そのあり方について以下のとおり提言する。



【図2：糸魚川市における学びの多様化学校イメージ（試案）】

### (1) 対象と設置方式

まず、不登校の中学生を対象とし、糸魚川中学校の分校（仮称「糸魚川中学校ひすい分校」）として、糸魚川市立学びの多様化学校を設置、開学する。開学後、不登校の小学生に対象を広げることが検討していきたい。分校型にすることによって、設置までの期間を短縮したり、多くの教員が生徒の指導に当たったりすることが可能となる。

## (2) 糸魚川市の広域性への対応～サテライトの設置～

能生地区と青海地区には、それぞれひすい分校のサテライト（能生サテライト、青海サテライト）を設置する。サテライトを設置することで、通学に掛かる時間や距離が短縮され、通学がしやすくなる。サテライトには指導員が常駐し、サテライトとひすい分校とをオンラインで結び、学習や活動と一緒にを行うことを可能とする。サテライトに通学する生徒は、2週間に1回程度、スクリーニングとしてひすい分校に登校し、ひすい分校に通う生徒と小集団で学習や活動を行うことで、生徒の人間関係形成能力や社会性を育む。

サテライト方式は、全国に類を見ない先進的な学びの多様化学校のあり方として提案性のあるものになると考える。

## (3) 校外適応指導教室「ひすいルーム」の役割

校外適応指導教室であるひすいルームは、これまでの役割に加え、不登校対応センターとして、ひすい分校と交流、連携を図ったり、生徒や保護者の窓口となりカウンセラーに繋いだりするなどして、不登校児童生徒のセンター的機能をこれまで以上に担うこととする。

## (4) 教育課程の基本理念

ひすい分校でも他の糸魚川市立学校と同様、子ども一貫教育を推進するが、特に「18歳での自立」を目指した教育に力点を置く。不登校生徒は、不登校になったことで自分を責めたり、自尊感情が低くかったりする傾向が見られる。

そこで、「セルフデザイン」を基本理念とした教育課程を編成する。「セルフデザイン」とは、教師の支援を受けながら日々の学習計画を自分で立て、決めたことに対して粘り強く取り組み、成功体験や達成感を感じながら少しずつ自信を積み重ね、なりたい自分を創っていくことである。

## (5) 地域や関係機関との連携

地域の人材を活用したり、地区公民館や企業、民間施設、NPO法人と連携したりして、学校内だけの学びにとどまらず、学びのフィールドを校外へも広げるなど、地

域に開かれた教育活動を展開することで、多様な他者と関わりながら、子どもの学ぶ意欲や自尊感情を高めていく。

## 8 今後の検討事項

学びの多様化学校の設置に向けて、今後、細部にわたる継続協議が必要である。そのため、「学校のあり方検討委員会(仮)」を設置し、そこで検討していただきたい主な内容を表3のとおり示す。

【表3：今後の検討事項とその内容】

検討事項	具体的な内容
対象	中学生、(小学生)
入学要件	不登校や不登校傾向の状態
教育課程	特別の教育課程の編成（総授業時数、新設教科等）
予算	教職員、施設・運営費等
設置場所	市の中心地で通学しやすい場所、 サテライトとして活用する施設
設置に係る法の整備	学校管理規則等の改定
設置方式	分校型、分教室型、学校型
学区	市内の学区変更、市外まで学区とするか
その他	給食の提供、通学に対する補助 等

## 9 その他

学びの多様化学校の設置を推進していくにあたり、今後、児童生徒の実態調査とその分析、文部科学省への申請書類の作成、関係する法の整備、市民の理解など、多岐にわたる周到な準備が必要である。学びの多様化学校設置準備室(仮)に人員を配置し、業務にあたることが望ましい。